

日本水道協会水道用品検査手数料等に関する規則

昭和55年 9月11日改正
昭和57年11月29日改正
昭和61年12月 8日改正
昭和63年 2月25日改正
平成 2年 4月10日改正
平成 9年 4月17日改正
平成11年 4月 1日改正
平成12年 2月 8日改正
平成15年 3月31日改正
平成17年11月16日改正
令和 7年 6月 5日改正

(目的)

第1条 この規則は、日本水道協会水道用品に係る検査手数料等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料の種類及び金額)

第2条 前条の検査手数料等の種類及び額は、それぞれ次の各号に掲げるところによる。

- (1) 水道用品検査手数料 別表1
 - (2) 水道用品最低保証検査手数料 別表2
 - (3) ~~検査証明書の分割~~品質適合証明書の再発行手数料 別表3
 - (4) 水道用品試験手数料 別表4
2. 国外における検査業務の手数料は、前項第1号及び第2号に定める各検査手数料の2倍とする。
3. 第1項及び第2項に掲げる手数料等の納入額は、同項に掲げる金額と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率(以下「消費税率」という。)を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)及び当該消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第266号)第72条の83に規定する税率(以下「地方消費税率」という。)を乗じて得た額の合計額とする。
この場合において1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
4. ~~前項の納入額は~~消費税率及び地方消費税率の改正があった場合、納入額に適用する改正後の税率は施行の日から適用する。

(疑義の解釈)

第3条 前条の運用解釈に疑義が生じた場合は、検査部長の定めるところによる。

1. この規則は、昭和 58 年 3 月 1 日から施行する。
2. この規則の施行に伴い、水道用品試験手数料(水協発第 1049 号昭和 51 年 2 月 20 日)は廃止する。

付 則

1. この規則は、昭和 62 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

1. この規則は、昭和 63 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

1. この規則は、平成 2 年 4 月 10 日から施行する。

付 則

1. この規則は、平成 9 年 4 月 15 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。
ただし、第 2 条第 2 号別表 2 に定める半日最低保証検査手数料は、平成 9 年 7 月 1 日より廃止する。

付 則

1. この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1. この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1. この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1. この規則は、平成 17 年 11 月 16 日から施行する。

付 則

1. この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

別表1 水道用品検査手数料

I 管 類

(1) 鋳鉄類

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
直 管	—	トン	800	ダクタイル鋳鉄直管
異 形 管	250 以下		2,350	ダクタイル鋳鉄異形管・継手 (塩ビ管用)、 割 T 字管、フランジ長管、ベンチュリー 管、弁開閉台、ピクトリック継手、サドル 付分水栓のサドル機構 (FCD、SCS、CAC) 等
	300 以上		2,000	

(注) 1. 弁付割 T 字管は、弁類の検査手数料を加算する。

2. 副管 (B) は、実口径による。

(2-1) 鋼 類 (鋼 原 管)

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
直 管	25 以下	トン	510	塗覆装鋼管・亜鉛めっき鋼管・硬質塩化ビ ニルライニング鋼管・耐熱性硬質塩化ビ ニルライニング鋼管・ポリエチレン粉体 ライニング鋼管の原管
	30~300		800	
	350 以上		1,080	
異 形 管	—	トン	1,600	塗覆装鋼管異形管及びその他鋼板製異形 管・継手、圧力緩衝タンク
推進用鋼管	—		2,410	塗覆装及びモルタルを含む

(注) 1. 弁付割 T 字管は、弁類の検査手数料を加算する。

2. セグメントは直管検査手数料 (呼び径 350 以上) の 1/2 とする。

3. 直管において、管端にキャンバー加工を行ったものは、異形管の検査手数料を適用する。

4. 二重管 (推進用鋼管含む) の検査手数料は、外套管の材質、防食加工の有無にかかわらず、内套管 (異形管+内面防食加工) の単価に 1.5 を乗じた金額とする。

(2-2) 鋼 類 (ステンレス鋼原管)

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
直 管	25 以下	トン	1,800	
	30 以上		2,850	
異 形 管	—	トン	4,280	給水タンク (ステンレス製)

(注) 二重管の検査手数料は、外套管の材質、防食加工の有無にかかわらず、内套管 (異形管) の単価に 1.5 を乗じた金額とする。

(3) 非鉄類

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
鉛 管	25 以下	トン	1,180	内面錫めっき
	30 以上		1,870	
銅 管	25 以下		1,180	
	30 以上		1,870	

(注) 銅管の内面錫めっき検査手数料は、管防食加工I（亜鉛めっき）の1/2を加算する。

(4) 樹脂類

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
硬質塩化ビニル管	25 以下	トン	1,260	耐熱性硬質塩化ビニル管 強化プラスチック複合管
	30 以上		1,990	
ポリエチレン管	25 以下		2,530	海底管（鉛質量を除く） 架橋ポリエチレン管 ポリブテン管、配水用ポリエチレン管
	30 以上		4,010	

(注) 二重管の検査手数料は、外套管の材質、防食加工の有無にかかわらず、内套管の単価に1.5を乗じた金額とする。

II 接合部品類

(1) 鋳鉄類

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
接合部品 I 類	250 以下	トン	2,350	特殊押輪、離脱防止金具等を含む
	300 以上		2,000	
ボルト・ ナット	M20 以下	本	1.7	腐食防止用ナットを含むダクタイル鋳鉄品（FCD）
	M21 以上		2.5	
特殊押輪用	ボルト	本	M20 以下	1.2
			M21 以上	1.7
	ナット		M20 以下	0.5
			M21 以上	0.8

(注) 1. ボルト・ナットの防食加工手数料は、ボルト・ナットの1/3とする。ただし、焼付防止加工及びめっきを除く。なお、1本当たりの単価は、別表2の(注)7を参照。

2. ボルト・ナットの検査合格品にコーティング・めっきを施した場合は、ボルト・ナットの1/3の手数料とする。なお、1本当たりの単価は、別表2の(注)7を参照。

(2) 鋼 類

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
接合部品 I 類	250 以下	トン	2,350	結合ピース
	300 以上		2,000	
ボルト・ ナ ッ ト	M20 以下	本	1.2	炭素鋼品 (SS) ステンレス鋼品 (SUS) ステンレス鋳鋼品 (SCS) ボルト単体も適用
	M21～M30		1.7	
	M31～M45		3.4	
	M46 以上		5.1	

(注) 1. ボルト・ナットの防食加工手数料は、ボルト・ナットの 1/3 とする。ただし、焼付防止加工を除く。なお、1 本当たりの単価は、別表 2 の (注) 7. [を](#)参照。

2. ボルト・ナットの検査合格品にコーティング・めっきを施した場合は、ボルト・ナットの 1/3 の手数料とする。なお、1 本当たりの単価は、別表 2 の (注) 7. [を](#)参照。

(3) 樹脂類 ゴム類を含む

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
バックアップ リング・ ビニルチュー ブ	50～150	個	3.5	ロックリングホルダ・ライナボード
	200～400		6.7	
	450～600		12	
	700～900		20	
	1000～1500		58	
	1600～2000		125	
	2001 以上		215	
ポリエチレン ス リ ー ブ	75～150	枚	0.8	
	200～400		1.4	
	450～600		4	
	700～900		6.7	
	1000～1500		19	
	1600～2000		39	
	2001 以上		71	

Ⅲ 弁 類

(1) 鋳鉄類・鋼類・樹脂類

呼び径	単位	検査手数料(円)			付 記
		弁	内面防食	外面防食	
50 以下	個	285	78	39	弁の種類 仕切弁、補修弁、副弁（副仕切弁）、バ タフライ弁、フランジレスバタフライ 弁、空気弁（単口、双口、急速）、逆止 弁、ストレーナ（弁/2）、渦巻流量計
65～75（80）	個	325	90	45	
100	個	400	100	50	防食の種類 樹脂粉体塗装、ゴムライニング（ バ タ フライ弁の開閉止水機構部を除 く）、液状エポキシ樹脂塗装、タールエ ポキシ樹脂塗装
125	個	480	130	65	
150	個	560	140	70	
200	個	725	180	90	
250	個	1,010	260	130	
300	個	1,130	280	140	
350	個	1,360	350	175	
400	個	1,620	410	205	
450	個	1,940	490	245	
500	個	2,330	580	290	
600	個	3,240	820	410	
700	個	4,530	1,140	570	
800	個	5,960	1,490	745	
900	個	6,860	1,720	860	
1,000	個	8,160	2,040	1,020	
1,100	個	9,450	2,380	1,190	
1,200	個	11,400	2,840	1,420	
1,350	個	14,200	3,560	1,780	
1,500	個	19,400	4,860	2,430	
1,600	個	22,000	5,500	2,750	
1,650	個	24,600	6,160	3,080	
1,800	個	28,500	7,120	3,560	
2,000	個	35,000	8,740	4,370	
2,100	個	38,900	9,720	4,860	
2,200	個	40,100	10,000	5,000	
2,400	個	45,600	11,400	5,700	
2,600	個	51,000	12,800	6,400	
2,601 以上 (100 増すごと)	個	2,720 加算	690 加算	345 加算	

(注) 1. 補修弁又は副弁付の検査手数料は、次による。

- (1) 主弁に補修弁又は副弁を組み合わせた場合は、補修弁又は副弁検査手数料を加算する。
 - (2) 主弁に副弁が内蔵されている場合は、副弁検査手数料の 1/2 を加算する。
2. 空気弁の呼び径 13～25 は、呼び径 50 の検査手数料を適用する。
3. 部品の検査手数料は、当該検査手数料の 1/2 とする。

4. 部品の防食検査手数料は、内面防食検査手数料の 1/3 とする。ただし、外面の場合は、外面防食検査手数料の 1/3 とする。
5. 空気弁（単口）のボール弁又は栓（呼び径 13～25）の検査手数料は、(2)青銅鋳物製弁を加算する。
6. 部品及び部品の防食検査手数料の単価の算出は、別表 2 の（注）7.を参照。

(2) 弁類（鋳鉄類・非鉄類・樹脂類）

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
青銅鋳物製弁 (黄銅鋳物製 弁を含む)	13～25	個	17	弁類（安全弁、減圧弁、電磁弁、定流量弁等）、ボールタップ、小形逆止弁、ステンレス球形弁、水撃防止器、流量センサー等、ストレーナ（CAC）、減圧式逆止弁、歯科用バルブ
	30～50		71	
鋳鉄製弁	13～25		17	合成樹脂弁等
	30～40		71	
小形弁	13～25		3	ダイヤフラム

- (注) 1. 青銅鋳物弁の呼び径 50 を超えるものは、弁類の検査手数料を適用する。
2. 電磁弁の連結式の場合は、1 個増すごとに当該検査手数料の 1/2 を加算する。
 3. ストレーナについては、青銅鋳物製弁及び鋳鉄製弁検査手数料の 1/2 とする。
 4. 減圧式逆流防止器に一体で付属する水道用品は、各々の当該検査手数料の 1/2 を加算する。

IV 栓 類

(1) 鋳 鉄 類・鋼 類

① ~~消火栓~~

種 別	単位	検査手数料 (円)	付 記
地下式消火栓（単口）	個	325	空気弁付は、空気弁 1/2 を加算
地下式消火栓（双口）		650	
地上式消火栓		1,300	
空気弁付消火栓（双口）		650+弁/2	

- (注) 1. 補修弁（副弁）付の検査手数料は、次による。
- (1) 消火栓又は空気弁付消火栓に補修弁を組み合わせた場合は、補修弁検査手数料を加算する。
 - (2) 消火栓又は空気弁付消火栓に補修弁が内蔵されている場合は、補修弁検査手数料の 1/2 を加算する。
2. 部品の検査手数料は、当該手数料の 1/2 とする。
 3. 防食加工の検査手数料は、弁類を適用する。

(2) 非鉄類

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
止水栓・ 分水栓	13～25	個	17	サドル付分水栓のサドル機構は鑄鉄異形管を適用し加算する。
	30～50		71	

V 継手類

(1) 鑄鉄類

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
亜鉛めっき鋼管用継 手の原管・ライニング 鋼管用管端防食継手 の原管 (FCMB)	25 以下	トン	5,060	
	30 以上		8,030	

(2) 鋼 類

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
亜鉛めっき鋼管用継手 の原管・ライニング鋼管 用管端防食継手の原管 (SS)	25 以下	トン	5,060	
	30 以上		8,030	
ステンレス鋼管継手 (SUS) (ハンダ式・プレス式)	25 以下	個	1.2	
	30～50		3.9	
ステンレス鋼管継手 (SUS) (伸縮式・圧縮式)	25 以下	個	11	
	30～50		50	
フレキシブル継手・波 状管	25 以下	個	8	1m を超えるものは、m ごとに当該検査 手数料の 1/2 を加算する。
	30～50		26	

(3) 非鉄類

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
ステンレス鋼管継手 (CAC) (ハンダ式)	25 以下	個	3.2	
	30～50		10	
ステンレス鋼管継手 (CAC) (伸縮式・圧縮式)	25 以下	個	11	
	30～50		50	
ポリエチレン管金属継手	25 以下	個	11	メカニカル継手、塩化ビニル管用金属継手、 架橋ポリエチレン管金属継手、ポリブテン管金属継手
	30～50		50	
青銅鋳物製継手 (銅管継手含む)	25 以下	トン	4,320	メカニカル継手以外
	30 以上		6,860	

(4-1) 樹脂類 (塩化ビニル管継手)

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
継 手	25 以下	個	0.5	強化プラスチック管継手を含む フランジも適用
	30～50		0.9	
	75～100		4	
	150		5.6	
	200		8	
	250～500 (50 増すごと)		4 加算	
	501 以上 (100 増すごと)			

- (注) 1. 管端コア (ゴム製を含む) は、塩化ビニル管継手検査手数料の 1/2 とする。
 2. 1 個当たりの単価は、別表 2 の (注) 7. を 参照。

(4-2) 樹脂類 (ポリエチレン管継手)

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
継 手	25 以下	個	0.9	架橋ポリエチレン管継手・ポリブテン管 継手を含む ポリエチレン製分水栓用サドル機構
	30～50		1.8	
	75～100		8	
	150		11.1	
	200		16.1	
	250～500 (50 増すごと)		8 加算	
	501 以上 (100 増すごと)			

VI 伸縮管類（鋳鉄類・鋼類・ゴム類）

呼び径	単位	検査手数料(円)						付 記
		伸縮管 A			伸縮管 B			
		完成品	原管	塗覆装	完成品	原管	塗覆装	
75 (80)	個	170	119	51	255	179	76	伸縮管 A の種類 ビクトリック伸縮管、フレキシブル伸縮管、 ホールドパイプ、スネークパイプ、 制水扉、フラップ弁、 リターンバルブ、 非気密形弁、 制水弁扉、 ボールジョイント可撓管(SCS)、伸縮配水ポリ継手、テレスコープ弁（鋼板製）
100	個	205	144	61	310	217	93	
125	個	245	172	73	370	259	111	
150	個	285	200	85	425	298	127	
200	個	365	256	109	550	385	165	
250	個	505	354	151	760	532	228	
300	個	570	399	171	855	599	256	
350	個	685	480	205	1,030	721	309	
400	個	815	571	244	1,220	854	366	
450	個	970	679	291	1,460	1,022	438	
500	個	1,170	819	351	1,750	1,225	525	
600	個	1,620	1,134	486	2,430	1,701	729	
700	個	2,270	1,589	681	3,400	2,380	1,020	
800	個	2,980	2,086	894	4,470	3,129	1,341	
900	個	3,430	2,401	1,029	5,150	3,605	1,545	
1,000	個	4,080	2,856	1,224	6,120	4,284	1,836	
1,100	個	4,730	3,311	1,419	7,090	4,963	2,127	
1,200	個	5,700	3,990	1,710	8,550	5,985	2,565	
1,350	個	7,120	4,984	2,136	10,700	7,490	3,210	
1,500	個	9,710	6,797	2,913	14,600	10,220	4,380	
1,600	個	11,000	7,700	3,300	16,500	11,550	4,950	
1,650	個	12,300	8,610	3,690	18,500	12,950	5,550	
1,800	個	14,200	9,940	4,260	21,400	14,980	6,420	
2,000	個	17,500	12,250	5,250	26,200	18,340	7,860	
2,100	個	19,400	13,580	5,820	29,100	20,370	8,730	
2,200	個	20,100	14,070	6,030	30,100	21,070	9,030	
2,400	個	22,800	15,960	6,840	34,200	23,940	10,260	
2,600	個	25,500	17,850	7,650	38,300	26,810	11,490	
2,601 以上 (100 増すごと)	個	1,360 加算	952 加算	408 加算	2,040 加算	1,428 加算	612 加算	

- (注) 1. 伸縮部 2 箇所以上の伸縮管は、伸縮部 1 箇所増すごとに当該検査手数料の 1/2 を加算する。
2. 制水扉で長方形のものは、長短 2 辺の和の 1/2 の直近上位の呼び径を適用する。
3. 塗覆装を施さない伸縮管は、完成品の手数を適用する。
4. 50mm 以下のゴム可撓管は、継手類のフレキシブル継手を適用する。
5. ~~50mm 以下のベローズ形伸縮管は、伸縮管 B の呼び径 75(80)の単価を適用する。~~

呼び径の記載がないものは、直近上位の呼び径を適用する。

VII 鉄ふた類

(1) 鋳鉄類

種 別	質 量	単位	検査手数料 (円)	付 記
鉄ふた	—	トン	1,010	止水栓筐、水抜栓筐
鋳鉄製栓筐	—			
メータます 本 体 (ふた・胴)	15kg 以下	個	32	
	15kg 超えるもの		45	
メータます 底 板	15kg 以下		19	
	15kg 超えるもの		32	

(2) 非金属類 (コンクリート)

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
非 金 属 製 栓 筐	75 (胴径)	個	5.3	止水栓筐、水抜栓筐
	100 (胴径)		6.7	
	150 (胴径)		8.5	

(3) 鋼 類

種 別	質 量	単位	検査手数料 (円)	付 記
メータます 本 体 (ふた・胴)	15kg 以下	個	32	ステンレス製
	15kg 超えるもの		45	
メータます 底 板	15kg 以下		19	
	15kg 超えるもの		32	

(4) 樹脂類

種 別	質 量	単位	検査手数料 (円)	付 記
メータます 本 体 (ふた・胴)	15kg 以下	個	32	
	15kg 超えるもの		45	
メータます 底 板	15kg 以下		19	
	15kg 超えるもの		32	
栓 筐	75 (胴径)	個	5.3	止水栓筐、水抜栓筐
	100 (胴径)		6.7	
	150 (胴径)		8.5	

(5) レジンコンクリート製ボックス

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
レジンコンクリート 製ボックス	—	トン	800	

VIII 水密保持用ゴム類

(1) ゴム輪

呼び径	単位	検査手数料 (円)					付 記	
		铸铁管用		ドレッサー ジョイント 用	塩化ビニル管用			ステンレス 鋼管継手
		A	B		O リング	ゴム輪形		
25 以下	個						铸铁管用-A 铸铁管 A 形 、空気弁、 消火栓、仕切弁ふた、伸 縮管、ビクトリック継 手、フランジガスケッ ト、補修弁の弁座ゴム (バタフライ弁形式) 铸铁管用-B 铸铁管用ゴム輪、铸铁管 (A 形を除く)T 形、K 形、U 形、KF 形、UF 形、 S 形、SII 形、US 形、PI 形、PII 形用バックアッ プリング (離脱防止用)、 NS 形 芯出しゴム	
30～50						0.2		
50～150		2.7	3.5	0.8	0.8	3.5		0.8
200～400		5.3	6.7	1.4				
450～600		8	12	4				
700～900		13	20	6.7				
1,000～1,500		39	58	19				
1,600～2,000		84	125	39				
2,001 以上		140	215	71				

(注) 1. 仕切弁用は、長短 2 辺の和の 1/2 の直近上位の呼び径を適用する。

2. 塩化ビニル管用ゴム輪呼び径 40 以下は、~~3.5~~円とし、呼び径 200 以上は~~铸铁管-B~~を適用する。

3. O リング呼び径 40 (塩ビ管用含む) 以下は (2) その他ゴムを適用、呼び径 200 以上はドレッサージョイント用を適用する。

(2) その他ゴム

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
円すいゴム	25 以下	400 個	<u>0.17</u>	グラウンドパッキン、KF 形用シールリング、 ユニオンゴム (分水栓コア) を含む
	30 以上		<u>0.26</u>	
サドルパッキン	25 以下		<u>0.24</u>	
	30 以上		<u>0.39</u>	
水栓用コマ	25 以下		<u>0.08</u>	
	30 以上		<u>0.13</u>	
板ゴム	—	m ²	26	弁座ゴム、バタフライ弁の弁箱シートを含 む
O リング	25 以下	個	0.1	
	25 を超え 50 以下		0.4	
	50 を超え 150 以下		0.8	

IX 防食加工類

(1) 管防食加工 I

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)		付 記
			直 管	異形管	
塗 覆 装	—	原管 質量	550	800	両面防食 鋼管
液状エポキシ樹脂塗装	—		550	800	両面防食 鋼管、鋳鉄管
エポキシ樹脂粉末塗装	—		550	800	両面防食 鋼管、鋳鉄管
亜鉛めっき	25 以下		350	800	両面防食 鋼管
	30 以上		550		
錫めっき	25 以下		350	—	両面防食 鋼管
	30 以上		550		
硬質塩化ビニルライニング	25 以下		360	800	片面防食 鋼管、ナイロンコーティング
	30 以上		570		
ポリエチレン粉末ライニング	25 以下		360	800	片面防食 鋼管、鉛管
	30 以上	570			

- (注) 1. 両面防食のものを片面防食のみ行った場合は 1/2 とする。
2. ~~光明管等の~~サビ止め塗装は、確認行為を伴った場合のみ塗覆装の検査手数料を適用する。
 なお、液状エポキシ・タールエポキシ樹脂塗装で、確認行為を伴わない場合は、検査手数料を請求しない。
3. 塩化ビニル、ポリエチレン、ナイロン、ポリウレタン等の外面防食は、塗覆装の検査手数料を適用する。
4. 原管質量とは、管防食加工前の鋼管及び鋳鉄管の質量とする。

(2) 管防食加工 II

種 別	単 位	検査手数料 (円)	付 記
モルタルライニング	トン (モルタル質量)	800	鋳鉄管、鋼管 鋼弦コンクリート管
コンクリートライニング	トン (コンクリート質量)	400	

(3) 継手防食加工

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
亜鉛めっき	25 以下	トン	3,430	
	30 以上		5,440	
樹脂コーティング	25 以下	原管 質量	5,060	
	30 以上		8,030	

~~Ⅹ~~ その他~~(1) 水栓類~~

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
給 水 栓	13～25	個	17	給水栓、洗浄弁、表洗管ノズル、パッキン、 ムブレカ、スプリンクラーヘッド等
湯水混合水栓			32	湯水混合水栓、ハンドシャワー付水栓、ミ キシングバルブ等
不凍水栓	13～25		44	
	30～50		170	
水栓柱	13～25		29	

~~(注) 1. 部品の検査手数料は、当該検査手数料の1/2とする。~~~~2. シャワーヘッド、吐水口の検査手数料は、給水栓の1/2とする。~~~~(2) 給水機器~~

種 別	単位	検査手数料 (円)	付 記
瞬 間 湯 沸 器	個	75	ガスストーブ
給水給湯機器		75	貯湯・貯蔵湯沸器、ふろがま、 冷水器、自動販売機、製氷機、 太陽熱集熱器、うがい器、給湯 タンク、洗浄装置付便座、洗浄 弁付便器、食器洗い機等

~~(3) 浄水器~~

呼 び 径	単位	検査手数料 (円)	付 記
13～25	個	17	浄水器付水栓 (水栓+浄水器×1/2)
30～50		71	活水器 (50mm を超えるものは、50mm 増 すごとに1/2を加算)

~~(注) 交換用カートリッジは、1/2の検査手数料とする。~~

~~(4) メータ着脱装置~~

呼び径	単位	検査手数料 (円)	付記
13~25	個	17	付加機能(止水機能+逆止弁)×1/2を加算
30~50		71	

~~(5) 配管ユニット~~

呼び径	単位	検査手数料 (円)	付記
25以下	個	49	総延長3m未満は、「継手類」とし、フレキシブル継手を適用する。
30~50		78	

~~(6) 器具ユニット~~

種別	単位	検査手数料 (円)	付記
給水栓数 1個	個	89	流し台、洗面台、便器、洗髪台、多機能シャワー、ロータンク等
給水栓(吐水口、シャワーヘッド含む) 1個増すごと		12加算	

~~(注) ロータンク(ボールタップ検査品)は、1/2の検査手数料とする。~~

~~(7) 設備ユニット~~

種別	単位	検査手数料 (円)	付記
2点セット	個	122	給水加圧ポンプシステム
3点セット		180	
4点セット		246	
給水栓 1個増すごと		12加算	

別表2 水道用品最低保証検査手数料

種 別	最低保証検査手数料 (円)	備 考
年間最低保証検査手数料	6,400,000	検査員1名につき
<u>最低保証検査手数料</u>	<u>30,000</u>	検査1回につき

(注) 1. ~~最低保証検査手数料~~は、一回の検査手数料の額が、~~最低保証検査手数料~~の額に満たない場合に適用する。また、別日に試料採取立会い及び試験立会い（以下、試料採取立会い等という。）を行った場合についても、最低保証検査手数料を適用する。

~~2. 年間最低保証検査手数料は、指定検査工場について、1年間の検査手数料の合計額が、年間最低保証検査手数料の額に満たない場合に適用する。~~

3.2. 鋼管類、弁類、伸縮管類、及びゴムについて検査完了までに複数日を要する場合は、検査完了までの検査手数料の額と、検査に要した日数に~~最低保証検査手数料~~の額を乗じた額とを比較し、多いものを請求する。

4.3. 検査のため管外出張した場合、旅行に要した日数は検査日に含める。

5.4. 試料採取立会い等について

(1) 検査業務に従事している工場において、他社の試料採取~~立会い~~等を行った時は、~~最低保証検査手数料~~の額の1/2を請求する。

(2) 同一工場において、同時に2社以上の試料採取~~立会い~~等を行ったときは、それぞれ~~最低保証検査手数料~~の額の1/2を請求する。

(3) 検査の申し込みがあった工場から、同一日に、複数の工場での試料採取~~立会い~~等を行ったときは、その工場へ、複数の工場毎に~~最低保証検査手数料~~を請求する。

5. 不合格ロットについて

抜取検査方法その3を適用した品種の不合格ロットについては、検査当日に再検査(再提出)を受けず、他に検査がない場合にのみ、~~最低保証検査手数料~~を請求する。

7.6. 検査手数料の1/2及び1/3を適用する場合は、小数点以下第2位まで求め、小数点以下第2位の値を四捨五入して求められた小数点以下第1位の値をその単価とする。

別表3 ~~検査証明書の分割~~ 品質適合証明書の再発行手数料

種 別	手 数 料 (円)	備 考
検査証明書 分 割	300	検査証明書1通につき
<u>品質適合証明書</u> 再 発 行	300	検査証明書 <u>品質適合証明書</u> 1通 <u>1枚</u> につき
英文再発行	400	検査証明書1通につき

別表4 水道用品試験手数料

(1) 金属関係

種 別	単 位	検査手数料 (円)	付 記
引 張 試 験	1 個	680	荷重試験含む
硬 さ 試 験	1 個	430	ブリネル硬さ